小山市防犯カメラ設置補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、犯罪の抑止及び防犯意識の向上のため、防犯カメラを設置しようとする地域団体に対し、小山市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という｡）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

 ⑴　防犯カメラ　犯罪の抑止及び防犯意識の向上を目的として、不特定多数の者が往来する場所を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び録画の機能を有するものをいう。

⑵　地域団体　自治会その他の市内の一定の地域を基盤として、継続的かつ計画的に地域防犯力の向上に係る活動を行う団体をいう。

⑶　管理責任者　防犯カメラ及び映像並びに映像データ（以下「映像等」という。）の適正な管理及び運用に係る責任者をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、防犯カメラを新たに購入し、設置する地域団体であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

　⑴　防犯カメラの撮影対象は、不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間とし、マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。

　⑵　防犯カメラの撮影対象区域内の住民等及び自治会の同意を得ていること。

⑶　防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）を得ていること。

⑷　小山市防犯カメラ補助制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の規定に準じた防犯カメラの管理運用規程が定められていること。

⑸　防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。

（補助対象経費及び補助金額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という｡）は、次に掲げる経費とする。

　⑴　映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）その他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費

⑵　第１号に掲げる機器の取付け又は設置工事に要する経費

２　補助金の額は、補助対象経費の合計額（１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる｡）に３分の２を乗じて得た額とする。ただし、防犯カメラ１台につき３０万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小山市防犯カメラ設置補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　設置する防犯カメラの仕様書

⑵　防犯カメラの設置場所の現況写真及び付近見取り図

⑶　防犯カメラの購入、設置工事等に係る見積書（写し可）

⑷　地域団体の概要資料（団体規約、役員名簿等）

⑸　防犯カメラ設置について地域団体の中で合意が形成されていることを示す書類（自治会、理事会等で設置に関して決議した議事録等）

⑹　防犯カメラの撮影対象区域内の自治会からの防犯カメラ設置同意書（自治会以外の地域団体が申請する場合に限る。別記様式第２号）

⑺　住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書（別記様式第３号）

⑻　防犯カメラ設置に必要となる許可証等の写し（防犯カメラ設置場所の所有者の設置同意書、道路法その他の法令に基づく許可証等）

⑼　管理責任者届出書（別記様式第４号）

⑽　防犯カメラの管理運用規程

⑾　防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書（別記様式第５号）

⑿　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小山市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（別記様式第６号）又は小山市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（別記様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第５条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに小山市防犯カメラ設置補助金変更申請書（別記様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小山市防犯カメラ設置補助金変更交付決定通知書（別記様式第９号）又は小山市防犯カメラ設置補助金変更不交付決定通知書（別記様式第１０号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、防犯カメラの設置を完了したときは、設置を完了した日の翌日から起算して３０日以内に、小山市防犯カメラ設置補助金実績報告書（別記様式第１１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

⑴　補助対象経費に係る支払を証明する書類（写し可）

⑵　設置した防犯カメラの現況写真

　⑶　設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの

　⑷　その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小山市防犯カメラ設置補助金確定通知書（別記様式第１２号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、小山市防犯カメラ設置補助金交付請求書（別記様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査及び指導）

第１２条　市長は、防犯カメラ及び映像等の適正な管理及び運用を図るために必要があると認めるときは、交付決定者、管理責任者その他関係者から報告を求め、又は必要な調査をすることができるものとする。

２　市長は、前項の規定による報告又は調査の結果、防犯カメラ及び映像等の管理及び運用が本要綱、ガイドライン及び第３条第４号に規定する管理運用規程に違反すると認めるときは、交付決定者又は管理責任者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

（交付決定者の義務）

第１３条　交付決定者は、犯罪の抑止及び防犯意識の向上を目的として市が行う施策に積極的に協力するとともに、地域防犯力の向上に努めなければならない。

２　交付決定者は、管理責任者に変更があったときは、速やかに管理責任者変更届出書（別記様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第１４条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第６条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

⑴　法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

　⑵　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

　（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。